

議案第 6 5 号

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例

日出町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年日出町条例第 2 2 号) の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 2 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 4 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日までの」を「令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
の」に、「令和 7 年 3 月 3 1 日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放
課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から 2 年以内に当該研
修を」に改める。

附則第 5 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 2 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

利用ニーズの高い放課後児童クラブ運営の継続性を確保するため条例を整備したいので提出する。